



年頭のごあいさつ

理事長 岡田 伊一郎
(東彼杵町長)

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、マイナンバーカードを保険証（組合員証等）として利用するマイナ保険証への一本化に伴い、昨年12月1日を以って、経過的に利用可能となっていました令和6年12月1日以前に発行された保険証は医療機関で使用できることとなり、昨年12月2日からは、マイナ保険証または昨年10月にマイナ保険証の登録がない組合員及び被扶養者を対象に配付しました資格確認書にて医療機関を受診することになっています。

当組合といたしましても皆様が医療機関にて円滑に受診することができるよう、組合員、被扶養者に係る資格情報等の適切な管理に努めてまいります。

また、令和6年10月1日に施行されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、医療保険者（共済組合）が徴収する「子ども・子育て支援納付金」については、令和8年4月1日から徴収が開始されます。共済組合においては、短期掛金、負担金や介護掛金、負担金とあわせて子ども・子育て支援納付金に係る掛金、負担金を組合員及び各所属所から徴収することになります。

また、公的年金制度につきましては、少子高齢化の進行を見据え、長期にわたって制度を維持していくための年金財政検証の結果が、令和6年7月3日に公表されたことを踏まえ「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が令和7年6月20日に公布されました。

主な改正内容としましては、短時間労働者の社会保険加入要件の見直しによる加入対象者の拡大、在職老齢年金の支給停止の基準額の引き上げ、遺族厚生年金の男女差を解消するための遺族年金の見直し、厚生年金保険等に係る標準報酬月額の上限の引き上げなどがあり、昨年10月に60歳以上の組合員を対象として、制度改正に係るリーフレットを送付しました。

このように我が国の社会保障制度の様々な見直しが進められる中で、構成団体と連携を密にしながら、共済組合として正確に対応し、皆様へ適宜、情報を提供してまいりますので、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

その他、福祉事業の一環としての貯金、貸付、保健の各種事業につきましても、事業内容の充実を図りながら、組合員のニーズを的確に把握し、更なるサービスの向上に努めます。

本年も皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、組合員の皆様並びにご家族の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。